

錦江町農業委員会 10月定例総会会議録

○ 開催日時 令和6年10月25日（金） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藺 雄治

農地利用最適化推進委員	内藺 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席 農業委員 鳥越委員
推進委員 笹原推進委員

○事務局職員 事務局長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木 まり子・中野 好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第23号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第24号 農地バンク法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対す
る農業委員会の意見聴取について

○事務局	それでは、ただいまから令和6年10月錦江町農業委員会定例総会を開会いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章朗読を3番宿利原勝吉委員にお願いいたします。
○宿利原勝吉委員	憲章朗読
○事務局	ありがとうございました。次に会長あいさつをお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。10月も終わろうとしておりますが、最低気温最高気温、大変高い温度であるようであります。体調には十分気をつけてくださいますようよろしくお願いいたします。11月に入りましたら、いきいき秋まつりが行われます。お肉の販売のブースでは長蛇の列が毎年できております。1人でも多くの方が見に行ってくださいれば、錦江町もますます元気になるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより令和6年10月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。鳥越委員と笹原推進委員より欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番元丸委員と5番宿利原進委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。次に、会務報告についてを議題といたしますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい、1ページです。3日、年金業務担当者研修会、ウェブにて本庁で折久木さんが受講しております。それから13日、スポーツフェスタ運動会、町運動公園で、出場頂きました安水会長、内菌委員、山中推進委員、内菌推進委員、ありがとうございました。17日、大隅地区農業委員会連絡協議会第2回事務局長会議が東串良町で開催され、代理で永田書記のほうが出席しております。そして本日25日、農業委員会10月定例総会となっております。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり付議事項に入ります。議案第23号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから、2回に分けて審議したいと思いますが、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号47番から64番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは、3ページをお開きください。受付番号47番の貸し人の方が○○さん、大久保の方です。場所が馬場字木道ケ迫6329番1、地目が畑、地積が10,778㎡のうち3,000㎡、期間が令和6年10月26日から令和10年12月14

日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方は〇〇さん、川南の方です。受付番号 48、49 番の貸し人の方が〇〇さん、川南の方です。場所が城元字平見に 2 筆です。地番はお目通しください。地目は 2 筆とも畑で地積が合計で 3,885 m²です。期間が令和 6 年 10 月 26 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は合計で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、川南の方です。受付番号 50 番の貸し人の方が〇〇さん、神川上の方です。場所は神川字井手ノ河 3025 番 1、地目が田、地積が 425 m²です。期間が令和 6 年 10 月 26 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鳥浜の方です。受付番号 51 番の貸し人の方が〇〇さん、皆倉の方です。場所が神川字井手ノ河 3024 番 1、地目が田、地積が 416 m²です。期間が令和 6 年 10 月 26 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鳥浜の方です。受付番号 52 番の貸し人の方が〇〇さん、神川上の方です。場所が神川字長次郎滝ノ下 2418 番、地目が田、地積が 255 m²です。期間が令和 6 年 10 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん神川城の方です。受付番号 53 番の貸し人の方が〇〇さん、神川上の方です。場所が神川字有村 2551 番、地目が田、地積が 1,236 m²です。期間が令和 6 年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が〇〇、神川上です。受付番号 54 番の貸し人の方が〇〇さん、神川城です。場所が神川字河崎 2633 番 1、地目が田、地積が 634 m²です。期間が令和 6 年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上です。受付番号 55 番の貸し人の方が〇〇さん、神川上の方です。場所が神川字寺ノ上 4876 番、地目が畑、地籍が 1,532 m²です。期間が令和 6 年 12 月 15 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上です。受付番号 56 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が神川字山頭 4701 番、地目が畑、地積が 1,103 m²です。期間が令和 6 年 12 月 15 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 57 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が神川字河崎 2643 番 2、地目が田、地積が 1,088 m²です。期間が令和 6 年 12 月 15 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。4 ページになります。受付番号 58 番の貸し人の方が〇〇さん、神川上の方です。場所が神川字屋敷迫 7428 番、地目が畑、地積が 3,530 m²です。期間が令和 6 年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上です。受付番号 59 番の貸し人の方が〇〇さん、中園の方です。場所が城元字平野 732 番 6、地目が田、地積が 1,455 m²です。期間が令和 6 年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、中園の方です。受付番号 60、61 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所は 2

	筆ありまして神川字坂ノ上と神川字桑ノ迫です。地番はお目通しください。地目は2筆とも畑で、地積が合計で1,617㎡です。期間が令和6年12月15日から令和11年12月14日までです。小作料は合計で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号62、63番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所は2筆ありまして、神川字渋木と神川字山頭です。地番はお目通しください。地目は2筆とも畑で、地積は合計で2,703㎡です。期間が令和6年12月15日から令和11年12月14日までです。小作料は合計で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号64番の貸し人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。場所が田代川原字上ノ平原3822番、地目が畑、地積が995㎡です。期間が令和6年10月26日から令和16年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。別紙でA4の横で印刷してある用紙がありますので、そちらのほうに借り人の方の詳細が書いてありますので、そちらも参考にしてください。以上になります。
○会長	はい。事務局からの説明がありましたが、ここで47番から49番については私が報告をいたします。受付番号47番の借り人の〇〇さんは、農業がしたいと錦江町に移り住んできた人です。無農薬に近い作物を作りたいと一生懸命頑張っている方で、大変やる気のある青年であります。圃場もきれいにされておりますので、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。続きまして、受付番号48番49番の借り人の〇〇さんは、研修生を2名呼んで4名で、甘藷やゴボウを中心に耕作されている方です。圃場内も圃場周りもきれいにされており、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。次に、徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい、50番、51番の借り人の〇〇さんですが、畜産をされてる方で、この50番51番の田んぼの隣を作っておられます。50、51番の田んぼを借りてきた方が、高齢ということで急遽もうこの稲刈りが終わった後はもうつくらないというのを申し出られたので、隣をつくっている〇〇さんに相談したら、やりましょうということで、成立した物件です。〇〇さん畜産ですけれども、きれいに圃場も畔も全部払ってきれいにいつもされておりますので問題ないと思います。52番の件は、〇〇さんと〇〇さんが相対契約で耕作していた場所ですけれども、文書で取り交わしましょうということで成立した場所です。期限が1年間、来年の12月までということになっておりますが、これは〇〇さんと〇〇さんで他の田んぼを契約してる場所がありますので、その他の田んぼの終了期間に合わせたという内容です。〇〇さんも畜産をされておまして、圃場もしっかり耕耘、整備されておりますので問題はないと思います。53番から54番、今までと同じといたしますか継続なんですけども、〇〇のほうはこれも畜産です。畑、田んぼを借りられて飼料を作っておられます。最近では〇〇のほうは、農福連携じゃなくて畜産ですので、畜福連携という内容で花ノ木から来ていただいて、畦払いを1か月に1回ですかね、全畑、田んぼの畦をずっと作

	業を頼んでおられますので、問題はないと思います。〇〇さんのほうは、息子さんと一緒に田んぼも、この 54 番の場所を借りて米を作っておられます。それから 55 番、新規ですけど、55 番を借りていた〇〇さんの畑を借りていた方が、高齢でもうつくれないということでしたので、たまたま隣をつくっていた〇〇さんに話をしまして契約いたしました。〇〇さんも大根を中心にですね、一生懸命されております。問題はないと思います。56 番も〇〇さんですが、これは 5 年もなるかな、竹林の畑になってたのを伐根して畑にした場所です。〇〇さんもこの〇〇さんの場所は、日陰だったところがきれいな畑にしておりまして、そのぐらい一生懸命つくっておられますので、継続ですけど問題はないと思います。57 番の〇〇さんの件ですが、これは〇〇さんと遠縁になりますので、米とそれからネギじゃなくて玉葱ですね、これを常時つくるという内容でしております。そういうのがあるということで、使用料は〇〇ということで、成立している場所です。〇〇さんは 27 歳かな、若いんですけど手広く、お母さんを含めて一緒に一生懸命されておりますので、問題はないと思います。それから次のページの 58 番の〇〇さん、これは畜産ですけども、〇〇さんの畑で飼料を作っておりまして、それから畑は飼料畑になっています。〇〇さんは、干し大根もつくっておられまして、この〇〇さんの畑で大根のやぐらを組んで干しておられます。毎年このやくらでは、余計な話かもしれませんが、神川小学校の子どもを呼んで、体験の干しかたをしているというなかなか子ども思いの〇〇さんです。畑、田んぼも息子さんと一緒にされておりまして、きれいにされておりますので、問題はないと思います。以上です。
○会長	次に、山中推進委員の報告をお願いいたします。
○山中推進委員	59 番ですが、〇〇さんは米と馬鈴薯をつくっておられます。継続ですので何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
○会長	次に、水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	60 番と 61 番ですが、〇〇さんは造園業をしております、継続ということで何ら問題ないと思います。〇〇くんは畜産をしまして牧草を栽培されて、これも継続で何ら問題ないと思います。以上です。
○会長	次に、白桃推進委員の報告をお願いいたします。
○白桃推進委員	はい。この件は〇〇さんは猪鹿倉のほうで、畜産業を営まれております。お父さん方夫婦と 4 人で一生懸命やっておられます。この場所は竹林になっていて、非常にこう畑にするのはなんぎかなあというような感じでしたけれども、〇〇さんにお願いしたら、何とかしましょうということで言ってくださいましたので、大丈夫だと思います。よろしくお願いいたします。
○会長	ただいま事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号 47 番から 64 番については、原

	案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 47 番から 64 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 65 番から 67 番について審議しますが、公平な審議とするために、○○推進委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では引き続き 4 ページになります。受付番号 65 番の貸し人の方が○○さん、新田の方です。場所は田代麓字松ノ先 4994 番 32、地目が畑、地積が 1,399 m ² です。期間が令和 6 年 10 月 26 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は○○円です。借り人の方が○○さん、鹿屋市の方です。受付番号 66 番の貸し人の方が○○さん、大原の方です。場所が田代麓字松ノ崎 4994 番 74、地目が畑、地積が 2,439 m ² です。期間が令和 6 年 10 月 26 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は○○円です。借り人の方が○○さん、鹿屋市の方です。受付番号 67 番の貸し人の方が○○さん、中尾の方です。場所は田代麓字松ノ崎 4984 番 3、地目が畑、地籍が 3,742 m ² の内 1,500 m ² 。期間が令和 6 年 10 月 26 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は○○円です。借り人の方が○○さん、鹿屋市の方です。また先ほどと同様、A 4 の用紙のほうに、借り人の方の詳細がありますのでそちらもご覧ください。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、ここで中野推進委員の報告をお願いいたします。
○中野推進委員	借り手の○○さんは、○○さんの長男さんだそうです。上の○○さんと○○さんの土地がハウス、○○さんの土地が苗をしたりするということで、経営移譲をされるということで問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号 65 番から 67 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 65 番から 67 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ここで○○推進委員の入席を認めます。続いて議案第 24 号農用地利用集積等促進計画に対する農業委員会の意見についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから 3 回に分けて審議したいと思いますが、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、1 番から 7 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 6 ページからになります。1 番から 7 番につきましては、受け手

○会長	質疑なしと認め採決をいたします。9番から63番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして9番から63番については、原案のとおり承認いたしました。以上で令和6年10月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上をもちまして、令和6年10月農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

5 番

議事録調整者